

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和5年2月20日(月)  
午前10時00分から

1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第2号)
- (2)在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第3号)
- (3)選挙人名簿の登録の移替えの延期について (議案第4号)
- (4)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について (議案第5号)
- (5)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について (議案第6号)
- (6)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について (議案第7号)
- (7)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について (議案第8号)
- (8)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について (議案第9号)
- (9)福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について (議案第10号)

## 2 その他

(1) 統一地方選挙の執行計画(案)について

(2) 期日前投票所について

(3) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和5年3月1日(水) 午前10時00分から

令和5年3月30日(木) 午前10時00分から

(4) 出前授業の日程について (予定)

堤丘小学校 令和5年3月1日(水) 午前10時30分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第 2 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 5 年 2 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数   | 299 人           |
|   | 内訳 死亡者    | 135 人           |
|   | 市外転出者     | 164 人           |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり          |
| 3 | 抹消年月日     | 令和 5 年 2 月 20 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録の抹消)

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) <sup><※1></sup>前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第 30 条の 6 第 2 項の規定による第 30 条の 2 第 3 項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和5年2月1日

1 死亡者

令和5年1月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和4年9月30日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	75	60	135
転出者	84	80	164
計	159	140	299

議題 (2)  
議案第3号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数   | 2人        |
| 内訳 死亡       | 1人        |
| 国内転入者       | 1人        |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 抹消年月日     | 令和5年2月20日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>

(2) 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第30条の10(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (3)  
議案第4号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

移替えを延期する期間

令和5年3月10日から令和5年4月9日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令第1条の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

(登録の移替え)

令第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- (1) 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前60日からその選挙の期日までの期間

○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（抜粋）  
(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第1条 <sup><※1></sup> 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

公職選挙法施行令第17条第1号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
-----------------	------------	---

<※1> 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律第1条（要旨）  
令和5年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては令和5年4月9日とする。

議題 (4)  
議案第5号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

郵便等をもって発送を開始する日  
令和5年3月30日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項の規定による。

---

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第53条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、<sup><※1></sup>第50条第1項、<sup><※2></sup>第2項又は<sup><※3></sup>第4項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が選挙の当日法<sup><※4></sup>第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) <sup><※1></sup>第50条第1項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- (2) <sup><※2></sup>第50条第2項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、選挙人に直接に交付する。
- (3) <sup><※3></sup>第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

<※1>令第50条第1項（要旨）

登録されている市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

#### <※2>令第50条第2項（要旨）

現に当該選挙の選挙権を有しないものは、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

#### <※3>令第50条第4項（要旨）

不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長又は婦人補導院の長は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

#### <※4>法第48条の2第1項各号（要旨）

- 1号 仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人
- 2号 買い物や旅行・レジャーなどで、投票区外に出かける人
- 3号 病気や出産、体が不自由などにより歩行するのが困難な人
- 4号 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域(西区小呂島)に居住・滞在する人
- 5号 区外に転居している人

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

#### 第59条の4（要旨）

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が身体に重度の障がいがあり投票日に投票に行けない選挙人に該当すると認めるときは、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。

議題 (5)  
議案第6号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

交付又は郵便等をもって発送を開始する日  
令和5年3月29日

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

---

○公職選挙法施行令（抜粋）  
（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）  
第59条の5の4

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、<sup><※1></sup>第5項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(中略)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法<sup><※2></sup>第48条の2第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(中略)、<sup><※1></sup>第5項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

<※1> 令第59条の5の4第5項（要旨）

<sup><※3></sup>第1項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、選挙の期日前3日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

<※2> 法第48条の2第1項第1号（要旨）

仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人

<※3> 令第59条の5の4第1項（要旨）

特定国外派遣隊員は、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で投票をしようとする旨の申出をすることができる。

議題 (6)  
議案第7号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

郵便等をもって発送を開始する日  
令和5年3月30日

(根拠)

- ・議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

---

○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（抜粋）

第1条第3項

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、前項の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議題 (7)  
議案第8号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号  
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・議決 公職選挙法第49条の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)  
(不在者投票)

第49条

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

議題 (8)  
議案第9号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号  
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年3月31日 午後5時30分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。
- ・告示 市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 (略)

3 第1項の掲示の掲載の順序は、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において行うくじで定める順序による。

○選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(抜粋)

第35条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙に

つき、法第175条第3項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議題 (9)

議案第10号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古賀 勉

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に  
取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする

(根拠)

・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条

※ 議案第9号を参照